

一般競争入札公告

令和 5 年 2 月 2 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社 理事長

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 5 年度 茨城県園芸リサイクルセンター残さ処理委託事業
- (2) 業務内容 公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「公社」という。）が排出する廃プラスチック類残さ（塩化ビニール系残さ年間 150 トン※1 及び泥混じり残さ※2 年間 50 トン）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）その他関係法令を遵守し、適正に収集運搬及び処分すること。
- ※1 収集運搬業者は、センター構内に空の荷箱（コンテナ等）を常時 2 箱設置する。
- ※2 以下「混合残さ」という。
- (3) 業務委託場所 茨城県園芸リサイクルセンター（以下「センター」という。）
茨城県東茨城郡茨城町網掛 1154 番 1
- (4) 委託期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 まで （1 年間）

2 参加資格

- (1) 産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）と提携の可能な産業廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）であり、公社が排出する廃プラスチック類残さ（塩化ビニール系残さ年間 150 トン及び混合残さ年間 50 トン）を、廃掃法その他関係法令を遵守し、適正に中間処分・販売又は最終処分する能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する契約を締結する能力を有しない者等に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 収集運搬業者は、廃掃法第 14 条第 1 項に基づく県知事の許可を受けた者であり、公社が排出する廃プラスチック類残さ（塩化ビニール系残さ年間 150 トン及び混合残さ年間 50 トン）を、廃掃法その他関係法令を遵守し、適正に収集運搬する能力を有すること。
- (5) 処分業者は、廃掃法第 14 条第 6 項に基づく県知事の許可を受けた者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 過去 3 年間に於いて廃掃法その他関係法令の違反により、行政処分を受けたことがない者であること。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

- 3 提出書類 「入札参加資格確認申請書」
期限：令和 5 年 2 月 17 日（金）午後 5 時まで
持参又は郵送とし、郵送の場合は期限必着とする。

- 4 入札執行 令和 5 年 2 月 28 日（火）午後 1 時 30 分 センター研修室にて

- 5 入札説明書の交付方法
 - (1) 交付期間 公告の日から 2 月 17 日（金）まで（土、日、祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとし、正午から午後 1 時までを除く。
 - (2) 交付場所 センター及び公社ホームページ
 - (3) 交付方法 直接交付又は公社ホームページからのダウンロード。なお、直接交付を希望する場合は、9 の（2）の問合せ先に事前に連絡を行うこと。

- 6 入札保証金 免除

- 7 契約保証金 免除

- 8 契約書の要否 要

- 9 その他
 - (1) 入札に参加する者に、必要な資格がない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 問合せ先 公益社団法人 茨城県農林振興公社
茨城県園芸リサイクルセンター
茨城県東茨城郡茨城町網掛 1154 番 1
電 話 029-293-6800
E メール risaikuru@ibanourin.or.jp
担 当 吉岡、高瀬